

盛岡市子ども・子育て会議の所掌事項の追加について

1 概要

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正により，幼保連携型認定こども園の設置，廃止の認可や，事業の停止等に関する命令は，都道府県，政令市，中核市が行うこととされ，盛岡市に設置される幼保連携型認定こども園に係る認可事務や事業の停止命令等は，盛岡市が行うこととなります。

また，改正認定こども園法の規定により，設置，廃止の認可や事業の停止等に関する命令にあたっては，合議制の機関の意見を聞くこととされているため，子ども・子育て会議の所掌事項に幼保連携型認定こども園に関する事項を追加するものです。

【参考】子ども・子育て会議の所掌事項（子ども・子育て支援法第77条に掲げる事項）

- ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- ウ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 追加する所掌事項（改正認定こども園法第25条に掲げる事項）

幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可，事業の停止，施設の閉鎖，認可の取消しについて意見を述べること。

【参考】改正認定こども園法（抜粋）

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項，第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため，都道府県に，条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

3 関係条例の改正について

平成26年9月議会において，盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例が議決されました。

【参考】

盛岡市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第38号

改正

平成26年9月30日条例第28号

盛岡市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき，市長の諮問機関として，盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は，委員20人以内をもって組織し，委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 子ども・子育て会議に，特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は，市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は，当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは，解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き，委員の互選とする。

- 2 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は，市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き，議決を行う場

合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(子ども・子育て会議の議決の特例)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第28号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。